

## 庁舎内壁面広告取扱代理店募集要項

南知多町役場本庁舎における壁面に掲載する有料広告を取りまとめる広告代理店を募集します。

### ■募集要項

#### 1. 募集期間

令和7年2月17日 ～ 令和7年3月7日

#### 2. 募集内容

##### (1) 有料広告の内容

###### ① 対象期間

1年以上5年以内で希望する期間

###### ② 広告掲載場所

本庁舎一階 住民課窓口前 壁面 (最大2枠)

##### (2) 広告の規格

横594ミリメートル、縦841ミリメートル (JIS規格 A1サイズ)

を1枠とし、フルカラー印刷を基本とする。

広告掲載枠については指定された掲載場所へ広告代理店が設置するものとする。施工法については、南知多町と協議の上決定するものとする。

##### (3) 広告掲載料

広告の掲載料金は1枠当たりとし、広告代理店は手数料を差し引いた額 (広告掲載料金) を南知多町に支払うものとする。

また、広告掲載料金の最低価格は以下のとおり定める。

広告掲載1枠：月額2,500円

#### 3. 提出書類

##### (1) 庁舎壁面広告掲載申込書 (様式第1号)

##### (2) 履歴事項全部証明書 (個人事業主の場合は、事業主の身元証明書)

##### (3) 町外の事業所等の場合、住所を有する市町村の法人又は個人の市町村民税の納税証明書 (直近事業年度で、提出期限前3か月以内のもの)

##### (4) 会社概要 (個人事業主の場合は不用)

##### (5) 掲載希望枠数

##### (6) 広告掲載枠の施工法が分かるもの

##### (7) 過去3年以内の広告代理店としての実績が分かるもの

#### 4. 申込方法

提出書類を南知多町役場 総務部 企画財政課 監査管財グループまで提出

#### 5. 選定方法

提出された書類に基づき、項目ごとに数値化して採点を行い、合計点数の最も高い事業者を優先広告代理店とする。次点以降の事業者については、合計点数の高い事業者から順に、2次広告代理店、3次広告代理店とし、最大3者までと協議を行い確認書の締結を行う。

#### 6. 注意事項

- (1) この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格とする。
- (2) 提出書類に要する費用は、申込者の負担とする。
- (3) 広告掲載枠を設置・撤去する際の費用及び現状復旧に係る費用は申込者の負担とする
- (4) 提出された書類は原則として返却はしないものとする。
- (5) 申込みにあたっては、南知多町広告掲載要綱及び南知多町広告掲載審査基準並びに南知多町公共施設等壁面広告取扱要領を遵守すること。
- (6) 優先広告代理店、2次広告代理店及び3次広告代理店の取り決めについては、別途協議するものとする。

連絡先

部署：総務部 企画財政課 監査管財 G

担当：保母・木学

電話：0569-65-0711（内線 326・327）

Mail：kikaku@town.minamichita.lg.jp